○関東地方整備局告示第二百九十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月二十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

昭和55年建設省告示第1292号第１第２号による嫌気ろ床接触ばっ気方式

認定番号	浄化槽の名称	製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称
3—09—1 E—001	マエザワ浄化槽　ＶＲⅡ—5型	東京都中央区八重洲二丁目７番２号　前澤化成工業㈱ 代表取締役社長　難波　理夫	愛媛県東温市則之内甲2357—５　㈱ダイキアクシス　松山工場 長野県佐久市田口5574　㈱ダイキアクシス　信州工場 山口県山口市大字江崎3083—６　西京産業㈱ 福島県福島市山田字赤仁井田100—７　㈱ダイキアクシス　福島工場
〃　001—1	ＶＲⅡ—7型	〃	
〃　001—2	ＶＲⅡ—10型	〃	

○近畿地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二　号　加古川市野口町坂元字一ツ松二七七番一から同市加古川町美乃利字金塚二四四番一まで　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月二十五日

○近畿地方整備局告示第百二十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月二十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人兵庫県住宅建築総合センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	井手　淳一、安井　敏夫
変更後	山下　恵市、石田　恭一

(2)　変更年月日

平成二十一年六月二十九日

○中国地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十五日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二　号　尾道市長江三丁目七二〇三番七から同市東則末町六九七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月二十五日

○中国地方整備局告示第八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十五日　中国地方整備局長　福田　功

別表に次のように加える。

三	有限会社広島県東部建築確認センター	広島県福山市南手城町一丁目十二番六号	省令第十五条第一号及び第二号に掲げる区分	広島県福山市、府中市（上下町を除く）、尾道市及び三原市（久井町及び大和町を除く）並びに岡山県井原市及び笠岡市の各島嶼部を除く区域	広島県福山市南手城町一丁目十二番六号	平成二十一年八月十一日	指定をした日から五年間

○北海道開発局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日　北海道開発局長　関　克己

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市南区小金湯国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一〇六〇林班ろ小班地内	前	三八・〇〇～四一・五〇メートル	〇・〇二三キロメートル
	後	四〇・〇〇～四五・〇〇メートル	〇・〇二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日　北海道開発局長　関　克己

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三十号　札幌市南区小金湯国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一〇六〇林班ろ小班から同市南区定山渓二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年八月二十五日